

## 平成 2 8 年 第 2 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 8 年 6 月 3 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 2 8 年 6 月 3 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 2 8 年 6 月 1 3 日	午前 1 0 時 3 6 分

### 第 4 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 2 8 年 6 月 1 3 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 2 8 年 6 月 1 3 日	午前 1 0 時 3 6 分

### 出 席 及 び 欠 席 議 員 の 氏 名 、 席 次

議 席	氏 名	出 欠 席	議 席	氏 名	出 欠 席
1	池 田 る み	出 席	8	仁 科 英 一	出 席
2	井 田 理 恵	出 席	9	茂 木 勲	出 席
3	五 味 高 明	出 席	1 0	笹 沢 武	出 席
4	徳 吉 正 博	出 席	1 1	内 堀 恵 人	出 席
5	奥 田 敏 治	出 席	1 2	市 村 千 恵 子	出 席
6	野 元 三 夫	出 席	1 3	池 田 健 一 郎	出 席
7	小 井 土 哲 雄	出 席	1 4	古 越 弘	出 席

会 議 録 署 名 議 員	1 3 番 池 田 健 一 郎
	3 番 五 味 高 明

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	木 内 一 徳
局 長 補 佐 兼 係 長	古 越 光 弘

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 祐 司	副 町 長	渡 辺 晴 雄
教 育 長	櫻 井 雄 一	会 計 管 理 者	内 堀 淳 志
総 務 課 長	尾 台 清 注	教 育 次 長	内 堀 岳 夫
企 画 財 政 課 長	荻 原 春 樹	保 健 福 祉 課 長	古 畑 洋 子
町 民 課 長	荻 原 浩	建 設 水 道 課 長	大 井 政 彦
産 業 経 済 課 長	平 林 正 枝	税 務 課 長	相 澤 昇
消 防 課 長	大 井 睦 雄		
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

## 第 2 回定例会会議録

平成 28 年 6 月 13 日 (月)

開 議 午前 10 時 00 分

○議長 (古越 弘君) おはようございます。

これより、休会中の本会議を再開します。

ただいまの出席議員は 14 名、全員の出席であります。

理事者側でも、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより、委員長報告を求めます。

6 月 3 日の本会議において各常任委員会に付託となり、審議・審査願いました議案、請願について、日程に従いまして、各常任委員長から報告を願います。

――― 日程第 1 議案第 60 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び

費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について―――

――― 日程第 2 議案第 61 号 御代田町町税条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長 (古越 弘君) 日程第 1 議案第 60 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及

び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第 2 議案第 61

号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案について、委員長の報告を求めます。

仁科英一総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 仁科英一君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長 (仁科英一君) あらためまして、おはようございます。

1 ページをお開きください。

平成 28 年 6 月 13 日

御代田町議会議長 古越 弘様

総務福祉文教常任委員長 仁科英一

委員会審査報告書

議案第60号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第61号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により、報告します。

以上です。

○議長（古越 弘君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第60号、第61号についてを、一括議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

議案第60号、議案第61号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第60号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第61号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案については、委員長の報告のとおり決しました。

―――日程第3 議案第62号 御代田町児童福祉施設事業運営委員会設置

条例の一部を改正する条例案について―――

――日程第4 議案第63号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する

条例案について――

○議長（古越 弘君） 日程第3 議案第62号 御代田町児童福祉施設事業運営委員会設置条例の一部を改正する条例案について、日程第4 議案第63号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について、委員長の報告を求めます。

茂木 勲町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 茂木 勲君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（茂木 勲君） それでは、2ページをお開きください。

平成28年6月13日

御代田町議会議長 古越 弘様

町民建設経済常任委員長 茂木 勲

委員会審査報告書

議案第62号 御代田町児童福祉施設事業運営委員会設置条例の一部を改正する条例案について

議案第63号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により、報告します。

以上です。

○議長（古越 弘君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、町民建設経済常任委員長から報告がありました議案第62号、議案第63号についてを、一括議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これを持って質疑を終わります。

お諮りします。

議案第62号、議案第63号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第62号 御代田町児童福祉施設事業運営委員会設置条例の一部を改正する条例案について、議案第63号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案については、委員長報告のとおり決しました。

――日程第5 議案第64号 平成28年度御代田町一般会計補正予算案

(第2号) について――

○議長(古越 弘君) 日程第5 議案第64号 平成28年度御代田町一般会計補正予算案(第2号)について、委員長の報告を求めます。

仁科英一総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 仁科英一君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(仁科英一君) 1ページをお開きください。

平成28年6月13日

御代田町議会議長 古越 弘様。

総務福祉文教常任委員長 仁科英一

委員会審査報告書

議案第64号 平成28年度御代田町一般会計補正予算案(第2号)について

(総務福祉文教常任委員会付託分)

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により、報告します。

以上です。

○議長(古越 弘君) ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、本案については、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告をお願いします。

○町民建設経済常任委員長(茂木 勲君) なし。

○議長（古越 弘君） 報告事項ないものと認めます。

以上で、各常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、各常任委員長から報告がありました議案第64号についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

議案第64号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第64号 平成28年度御代田町一般会計補正予算案（第2号）については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第6 議案第65号 平成28年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案（第1号）について―――

―――日程第7 議案第66号 平成28年度御代田小沼水道事業会計

補正予算案（第1号）について―――

○議長（古越 弘君） 日程第6 議案第65号 平成28年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第1号）について、日程第7 議案第66号 平成28年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第1号）について委員長の報告を求めます。

茂木 勲町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 茂木 勲君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（茂木 勲君） 2 ページをお開きください。

平成 2 8 年 6 月 1 3 日

御代田町議会議長 古越 弘様

町民建設経済常任委員長 茂木 勲

委員会審査報告書

議案第 6 5 号 平成 2 8 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について

議案第 6 6 号 平成 2 8 年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第 1 号）について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 7 7 条の規定により、報告します。

以上です。

○議長（古越 弘君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま町民建設経済常任委員長から報告がありました議案第 6 5 号、議案第 6 6 号についてを一括議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

議案第 6 5 号、議案第 6 6 号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第65号 平成28年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第1号）について、議案第66号 平成28年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第1号）については、委員長報告のとおり決しました。

――日程第8 請願第11号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願――

――日程第9 請願第12号 国の責任による35人学級推進と、教育予算  
の増額を求める意見書提出に関する請願――

○議長（古越 弘君） 日程第8 請願第11号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願について、日程第9 請願第12号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願について、委員長の報告を求めます。

仁科英一総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 仁科英一君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（仁科英一君） 3ページをお開き願います。

請願審査報告書

1. 審査の結果

（1）採択とすべきもの

1. 件名 請願第11号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願  
（6月3日の議会において付託）

意見書を提出すべきである。

2. 件名 請願第12号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額  
を求める意見書提出に関する請願

（6月3日の議会において付託）

意見書を提出すべきである。

本委員会において、上記のとおり処理することを適当と認める旨決しましたので、以上報告します。

平成28年6月13日

御代田町議会議長 古越 弘様

総務福祉文教常任委員長 仁科英一

以上です。

○議長（古越 弘君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありました請願第11号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

野元三夫議員。

（6番 野元三夫君 登壇）

○6番（野元三夫君） 議席番号6番、野元三夫です。

私は、この請願の紹介者として、紹介をさせていただいたわけなんですが、総務福祉文教常任委員会で反対意見が出たというお話をお伺いいたしました。

請願の中にも、義務教育費国庫負担制度は国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところですので、とあります。そしてまた予算書でも、要・準要保護児童援助費というんですか、こちらの費用が北小学校で160万円余、南小学校の分で330万円余。中学校におきましては、470万円余。これだけ町から予算が出ております。もちろん、国からの補助もあるかと思うんですが、この国の補助が増額されることによって、町の予算も少し減る、ほかに予算を使えることができるのではないかなと思ひまして、それでどのような反対の意見が出たのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古越 弘君） 仁科英一総務福祉文教常任委員長。

○総務福祉文教常任委員長（仁科英一君） お答えします。

この請願についてですけど、政府が1985年に国の財政状況を理由として、教育財源を一般財源化し、また、2006年に三位一体の改革によっても実施しておりますので、長年やってきたことなので、現状のままで良いという意見がありました。以上です。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） わかりました。終わります。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

請願第11号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、請願第11号については、採択とのことです。

委員長報告のとおり決するに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、多数であります。

よって、請願第11号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願については、委員長報告のとおり決しました。

続いて、請願第12号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

野元三夫議員。

(6番 野元三夫君 登壇)

○6番(野元三夫君) 議席番号6番、野元三夫です。

請願第12号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願、この請願につきましても、私が紹介議員となっております。そして、請願書の中で、平成23年、国会において小学校1年生に35人学級を導入することが全会一致で法律に盛り込まれました。

しかし、それにも国の35人学級は進んでいないということでありまして、これも国会において全会一致ということで、決まっているんですが、またこれについても反対意見があったというお話をお伺いしていますので、どういう意見で反対されたのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長(古越 弘君) 仁科英一総務福祉文教常任委員長。

○総務福祉文教常任委員長(仁科英一君) お答えします。

この件も、先ほどと同じように、政府の1985年の財政状況、それと2006年の三位一体改革によっても、現在現行教育が行われているので、現状のままで良

いという、同じ考え方の意見でした。以上です。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） はい、わかりました。終わります。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

請願第12号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、請願第12号については採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、多数であります。

よって、請願第12号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出に関する請願については、委員長報告のとおり決しました。

――日程第10 意見案第11号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を

求める意見書案について――

○議長（古越 弘君） 日程第10 意見案第11号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書案についてを議題とします。

意見書案の朗読をします。

木内議会事務局長。

（議会事務局長 木内一徳君 登壇）

○議会事務局長（木内一徳君） 5ページをお開きください。

「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果

たしてきたところです。

しかし、昭和60年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。また、平成18年「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持したものの、費用の負担割合については、2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままでは、財政規模の小さな県では、十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態にすらなっています。

そこで、平成29年度予算編成においては、義務教育の水準の維持向上と機会均等及び地方財政の安定化を図るため、次の事項を実現するよう、強く要望します。

#### 記

1. 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

長野県御代田町議会

提出先

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

財務大臣 殿

文部科学大臣 殿

総務大臣 殿

以上です。

○議長（古越 弘君） 本案について、趣旨説明を求めます。

仁科英一総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 仁科英一君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（仁科英一君） それでは、説明いたします。

「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書（案）の趣旨説明を行います。

義務教育の無償化は、憲法に規定されている大切な原則です。この原則を守るため、義務教育費国庫負担制度が1953年に成立しました。しかし、1985年か

ら政府は教育の質的論議を抜きに、国の財政状況を理由として、次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。

更に2006年に、「三位一体」改革の議論の中で、国庫負担が2分の1から3分の1になり、減らされた国庫負担金は、交付税の形で配分されていますが、地方交付税そのものが減らされており、地方財政を圧迫する状況が続いています。

教育の機会均等と水準の維持向上のために、必要不可欠な義務教育国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元することを求めるため、本意見書を提出する次第です。

議員各位のご賛同をお願い申し上げ、趣旨説明といたします。以上です。

○議長（古越 弘君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

意見案第11号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、多数であります。

よって、意見案第11号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書案については、原案のとおり決しました。

―――日程第11 意見案第12号 国の責任による35人学級推進と、

教育予算の増額を求める意見書案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第11 意見案第12号 国の責任による35人学級推進と、

教育予算の増額を求める意見書案についてを議題とします。

意見書案の朗読をします。

木内議会事務局長。

(議会事務局長 木内一徳君 登壇)

○議会事務局長(木内一徳君) 7ページをお願いいたします。

国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書(案)

平成23年、国会において、小学校1年生に35人学級を導入することが全会一致で法律(義務教育標準法改正)に盛り込まれ、附則で小2以降、中学まで順次改定することとし、政府は財源確保に努めると定めた。しかし、翌年の平成24年度は、法改正ではなく、小2を35人学級とし、それ以降、国の35人学級は進んでいない。

長野県では、平成25年度に35人学級を中学校3年生まで拡大し、小中学校全学年において、35人学級となった。しかし、義務標準法の裏づけがないため、財政的負担は大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されている。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など、多様化する学校現場に対応し、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、ゆきとどいた授業、きめ細やかな対応を可能にするためには、少人数学級は欠かせない。

このために厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において少人数学級を早期に実現する必要がある。

以上のことから、豊かな教育を進めるため、以下の点を強く要請する。

記

1. 国の責任において、計画的に35人学級を推し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を策定し、実行すること。

また、そのための教育予算の増額を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

長野県御代田町議会

提出先

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

財務大臣 殿

文部科学大臣 殿

総務大臣 殿

以上です。

○議長（古越 弘君） 本案について、趣旨説明を求めます。

仁科英一総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 仁科英一君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（仁科英一君） 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書（案）の趣旨説明を行います。

長野県では、2013年に30人規模学級（35人学級）が、中学3年生まで拡大され、小中学校全学年において35人学級が実施されております。

しかし、義務標準法の裏づけがなく、国の加配等を利用しながら、予算的なやり繰りをしているため、課題も多く残されています。

少人数学級の推進は、義務教育水準の維持向上を図るうえで、極めて重要であるため、厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において、早期に実現する必要があります。

以上のことから、本意見書を提出する次第です。

議員各位のご賛同をお願い申し上げ、趣旨説明といたします。以上です。

○議長（古越 弘君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

意見案第12号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、多数であります。

よって、意見案第12号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書案については、原案のとおり決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了しました。

これにて散会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

――町長あいさつ――

○議長(古越 弘君) 閉会に先立ち、町長よりあいさつを求めます。

茂木祐司町長。

(町長 茂木祐司君 登壇)

○町長(茂木祐司君) 6月定例議会の閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。

議員の皆さまには、11日間にわたり、慎重にご審議をいただきまして、大変ご苦労さまでした。

本議会に提案いたしましたすべての案件についてご決定をいただきましたことに、心より感謝を申し上げます。

ご決定いただきました予算に基づく諸事業の執行にあたりましては、誠心誠意、職員一丸となって進めさせていただきます。

いよいよ参議院選挙は22日公示されます。日本の将来に向けた政治や経済、外交などのあり方が、大きく問われる熱い政治の闘いが始まります。

また、東京都知事による政治資金の私的流用などの問題は、正に政治家というもののあるべき根本が問われているのだと思います。私も地方政治の一翼を担う者として、気持ちを引き締めて、町政の運営にあたっていきたいと考えております。

私たちは、住民の皆さまにとって一番身近な行政として、地域の皆さまと直接向

き合って、暮らしの現場で24時間、365日対応するという重要な役割を更に自覚するとともに、政治と経済の動向や社会情勢を正確に把握しながら、常に町民益を最優先に判断して、事業を進めていかなければなりません。

議員各位におかれましては、健康に十分ご留意をいただきまして一層のご活躍をいただきますようご祈念申し上げます、閉会のあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

――閉　　会――

○議長（古越 弘君）　これにて平成28年第2回御代田町議会定例会を閉会とします。  
ご苦労さまでした。

閉　会　午前10時36分